

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

|   |                |        |                |
|---|----------------|--------|----------------|
| 事業番号  | ★ D 15 - 1 - 8 | 細要素事業名 | 新市街地商業拠点形成調査事業 |
| <p><b>【事業概要】</b><br/>         本町では、震災復興計画及び国土利用計画に基づき、新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区に「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として造成している新市街地において、地域内の経済循環の向上を通じたにぎわいと活力を創出するとともに、持続性のある商業核形成の誘導による復興まちづくりを推進することで、商業拠点の形成、地域商業機能の再生、持続性の向上を図ることとしている。</p> <p>そのため、全ての世代が便利で快適に暮らせるようなコンパクトシティの実現により、町外に流出している最寄品の町内購買率を向上できる商業規模を確保し、公募した町外事業者による魅力ある商業拠点の形成と、地域商業機能の再生に向け、意向調査に基づいた町内事業者の立地を図ることとしていることから、商業核形成に向けた基本計画の策定を行い、商業施設立地に向けた情報発信を行うことで、新市街地における商業機能の確保を図るもの。</p> <p><b>【基幹事業との関連性】</b><br/>         対象となる商業施設用地は、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」における公益的施設として、購買施設等に位置付けられているものである。</p> <p>本事業により、新市街地における商業核形成に向けた基本計画を策定し、商業施設立地に向けた立地条件等を提示することで、これに合致する商業施設の立地を促進することが可能となる。立地する商業施設が、商業拠点を形成するとともに、地域商業機能を再生することで、新市街地に居住する町民の利便性が向上し、また、まちのにぎわいと活力が創出され、防災集団移転促進事業の効果を促進することができる。</p> <p><b>【事業内容】</b><br/>         ○調査業務内容<br/>         　・商業機能を確保するための基本計画策定業務<br/>         　・商業者誘致に向けた誘致活動支援業務<br/>         ○スケジュール<br/>         　平成27年7月 調査業務開始<br/>         　平成28年3月 調査事業完了、結果報告</p> |                |        |                |

この様式は、原則として、参考様式第29及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

| 事業番号   | ★ D 23 - 2 - 11 | 細要素事業名 | 企業誘致環境整備促進事業 |
|--|-----------------|--------|--------------|
| <p><b>【事業概要】</b><br/>           本町では、震災復興計画及び産業振興基本計画に基づき、「交流人口を拡大する産業振興により、地域経済の好循環をつくる」こととしており、企業誘致は、町民の安定した雇用の場の確保のみならず、町外からの就業者の増加につながることから、上記計画の趣旨に合致するものであり、重要な施策と位置付けている。<br/>           そこで、震災復興計画及び国土利用計画で産業集積ゾーンとして位置付けている山元IC周辺での工業流通団地造成に向けた基本計画策定を業務委託とともに、同じく東部地域で産業ゾーンに位置付けている地域にも企業誘致を推進するため、対象用地の地権者の調査を行い、用地確保に向けた調査を行うもの。</p> <p><b>【基幹事業との関連性】</b><br/>           本町では東日本大震災により沿岸部の商工業関係の店舗・工場が全壊、半壊状態となり、住民の多くが就業の場を失い、それらに伴う人口の流出が町の震災復興、産業再生の課題となっています。<br/>           本事業により、企業誘致用用地の確保に向けた環境整備・新たな企業の立地促進を行い、安定した雇用の場を創出することで、就業の場がないことによる人口の流出に歯止めをかけることが可能になります。<br/>           東日本大震災で被災した東部地区については、震災復興計画及び国土利用計画において、周辺農地と一体的に大規模ほ場整備による農地の大区画化と産業用地等として活用を図ることとしています。中でも本事業の対象用地は防災集団移転促進事業による住宅跡地等が一堂の土地となっており、企業誘致用地として現況での活用が可能になっています。<br/>           また、山元IC周辺は、防災集団移転事業により形成する新山下駅周辺地区の新市街地に近く、新市街地の整備、及び被災者の住宅再建がピークを迎えている今、町内に安定した雇用を創出することで、被災者の生活基盤が安定化し、消費の拡大・定住の促進が期待できます。さらに、企業の進出により町外からの通勤者及び交流人口の増加が見込まれるため、JR新駅に隣接し、国道にも近い新市街地においてもにぎわいが創出され、魅力的な中心市街地へと寄与することが期待できます。</p> <p><b>【事業内容】</b><br/>           1. 山元IC周辺用地整備基本計画策定業務委託<br/>               ○対象用地 Aゾーン(約5.6ha)、Bゾーン(約6.3ha)、Cゾーン(約6.3ha)<br/>                 ・計画条件の把握・検討、諸施設計画・造成計画・交通計画・排水計画・事業化計画等の作成、報告書等の作成<br/>           2. 企業誘致用地調査事業業務委託<br/>               ○対象用地 東部地域のうち坂元字芦合、後藤淵地内334筆13.6ha、地権者206名(うち町有地77筆、4.6ha)<br/>                 ・地権者の行方確認、死亡時の相続確認(50件)、共有地の地権者情報の確認(18件)、地権者の売却同意に向けた確認調査 一式</p> |                 |        |              |

この様式は、原則として、参考様式第29及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。